

論文

朝日訴訟最高裁判決50周年における現代的意義と課題
—朝日茂の手記「人間裁判」をもとに生存権の性格を再考する—

The contemporary significance of the “Asahi Case” on the 50th anniversary of its dismissal by the Supreme Court — A reconsideration of the nature of the right to life based on “Ningen Saiban”, the collection of notes taken by Shigeru Asahi during the trial. —

松倉 聡史

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 教授

三戸 尚史

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 非常勤講師

【要約】

社会福祉学を学ぶ学生にとって、しかも教職課程で高校公民の免許取得を目指す学生にとって、社会権の意義及び生存権の法的性格を学ぶことは福祉国家における人権思想の基礎を築くことになろう。憲法の生存権規定がどのような性格であるのかが真正面から争われたのが、朝日訴訟と呼ばれる事件である。朝日訴訟最高裁判決では、朝日茂の死亡によって生活保護受給権の一身専属性を理由に訴訟承継しうる余地はないとし、その後の「なお、念のため・・・当裁判所意見を付加する」とする傍論ではプログラム規定説とされる見解が示されている。最高裁判決50周年を迎え、朝日訴訟の先例的な意義への注目度は薄くなっているかもしれない。しかしながら、朝日訴訟の「人間裁判」としての「人間に値する生存」を朝日茂の手記から考察し、防衛費予算に占める社会保障費の減少、生活保護世帯の増加等、当時と酷似する現代的意義を「朝日訴訟運動史」から再考する。

Keywords 朝日訴訟50周年、生存権の法的性格、「人間裁判」、人間の尊厳、現代的意義

はじめに

「朝日訴訟」が昭和42年5月24日に最高裁大法廷判決として終結されてから、50周年を経過することになる。「朝日訴訟」を中学校社会科、高校公民（現代社会・政治経済）の授業で学び、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるのに、最高裁がプログラム規定説に依拠した判決を下し、多くの者が冷酷非情な判断ではないかと感じたのではないだろうか。そして、社会福祉学科で憲法学を教え、教職課程で教えることになった現在においても、学生が「朝日訴訟」をどのように学び、社会福祉学への学問的基礎を構築していくのかといった視点からの関心が強まっていくばかりであった。

社会福祉学を学ぶ学生にとっての「朝日訴訟」とはどのような位置づけなのか、歴史的にも「朝日訴訟」からの50年は朝日茂に対する色褪せた印象でしか、とらえられていないのかと疑問に思うことがたびたびあった。生存権の法的性格に関する三学説に対する支持として、意外に感じるのがプログラム規定説を支持する学生数の多さである。

このような問題意識から、「人間裁判—朝日茂の手記—」（大月書店）や「朝日訴訟運動史」（草土文化）の膨大な資料の中から、朝日茂の生の記録をたどり、朝日訴訟の壮大な労働運動・支援活動から「人間に値する生存」とは何かを再考しようとするにいたった。

大学時代に「朝日訴訟」の講義を受講し、法的性格の学説のそれぞれの説の根拠や批判を知識として学び、また教員の立場でそうした学説を学生に紹介してきた。しかし、本稿をまとめるにあたり、「朝日訴訟は最初から『朝日訴訟』（国民的裁判事件）ではなかった」という担当弁護団の新井章弁護士の言葉にあるように、朝日茂は咯血の中で孤独の闘いから始まったことを再認識させられた。朝日茂の座右にはイエーリングの「権利のための闘争」が常にあり、病体をおして全生命をかけて「人間裁判」を闘い続けたのである。

「朝日訴訟」は最高裁判決のみが一般に知るところとなっているが、第一審東京地裁判決（昭和35年10月19日）では原告の全面的勝訴となる浅沼判決があり、「単なる生物的な生存」ではなく、「人間に値する生存」を宣言し、まさに「人間裁判」にふさわしい判決があることに注目すべきである。

「朝日訴訟」の「前夜」というべき時代は、「昭和29年闘争」といわれ、吉田内閣がアメリカの要求通り防衛力増強・社会保障費全面削減の54年度予算を内示した時期である。わが国は朝鮮休戦協定の成立とともに「特需景気」から大不況に一転していたが、アメリカは自衛隊の創設、軍事顧問団の受け入れを義務化した日米相互防衛援助協定（MSA協定）を押しつけてきた。これにより、国家予算は再軍備を優先し、社会保障の生活保護費及び児童保護費を大幅に削減した。現在の国家予算においても防衛関係費は連続した増加傾向で5兆円を超える情勢でありながら、高齢者や若者の非正規雇用などでの生活保護受給者の激増、自殺者の増加といった酷似する現象が見られる。

福祉国家論では自民党政府を擁護する改憲論者から、「個人の権利を尊重するに急なあまり、義務および国家を軽視し、国家と個人を対立的なものとのみ考え、国家協同体にお

ける社会連帯の観念や個人の社会的責任の観念を軽視しているのは現代福祉国家の思想に反する」との危険な主張もみられる。

朝日茂は「人間らしい生活とは何か」という根源的問題に直面しつつ、戦後日本の憲法を自由権と社会権を統一する新たな福祉観を現代に再考させていると確信する。

第1章 総説

第1節 生存権の歴史的意義と社会的考慮事項

個人が生存を確保する手段の段階的展開の大きな流れとして、個人の努力、社会的支援、そして国家的課題とされている。はじめに自然法として根拠づけられた生存権は、自由権として理解されていた。それが、20世紀になって、この「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」すなわち生存権は、国家との関係において福祉思想の中核となり、福祉国家（社会国家、積極国家）の出現によって初めて、国家の義務として、さらには個人の国家に対する請求権として認識されていくことになる。

こうした生存権の段階的展開を列举すると、以下のようになるろう。

- ①自助の原則→適者生存を前提とした個人努力による目的達成
- ②親族による相互扶助→親族的相互支援
- ③篤志家による相互扶助→経済的強者の博愛的支援
- ④国家（君主）の恩恵→自愛に満ちた君主の措置
- ⑤国家の政治目的の1つとしての社会福祉→自由社会の弱者への対応
- ⑥国家の義務としての社会福祉→福祉国家への橋渡し
- ⑦国家に対する個人の権利としての生存権→福祉国家

このような歴史的な段階的展開を経ると考えられているが、わが国の戦後の歴史的経過を時代区分と経済・社会状況を考慮すると以下のような展開を見ることもできよう。

第1期 飢餓と独占資本復権の時代（ほぼ昭和20年代）

第2期 国民皆保険と経済政策優先の時代（ほぼ昭和30年代）

第3期 経済成長と生命軽視の時代（ほぼ昭和40年代）

第4期 人間に値する生存とは何か根源的に問われている時代（現代）

戦後の特殊な状況からの復興と現代までを概観して、このような大まかな時代区分も考察する歴史的意義があると思われる。

それでは福祉国家における「健康で文化的な最低限度の生活」を経済的弱者に保障するためにはどのような社会的考慮をする必要があるだろうか。

国家が経済的弱者に対応する場合において困難を伴うのは、社会的考慮事項における状況がそれぞれの時期に応じて変化するということである。

もし、「健康で文化的な最低限度の生活」という基準が、すべての国民に納得される必要があるとするならば、「最低」の生存を保障する生活になってしまうかもしれない。しかしながら、社会権は、経済的弱者といえども自由を確保するための「人間に値する生活」を保障することこそが目的とならなければならない。

したがって、「健康で文化的な最低限度の生活」という憲法 25 条 1 項の文言は人間の尊厳という視点から、考慮される必要がある。

生存権を確保するための社会的考慮事項を列挙してみると以下のようなだろう。

- ①国民所得の水準と国家財政の状況→国庫は十分に対応できるか
- ②生活水準の地域的格差→地域の状況に応じるか、全国一律か
- ③低所得者層の全人口に占める割合→要生活保護者の基準と割合
- ④生活保護受給者と隣接多数貧困者層の生活比較→逆転現象がないか
- ⑤予算配分と国民感情→社会的通念や世論の根拠づけの必要

以上の社会的考慮事項に配慮して、「健康で文化的な最低限度の生活」の基準を確定するのは極めて困難と言えとしても、資本主義体制下においても生存的基本権をより完全な形に近づけることは可能であり、できる限りの努力を傾けることが国に課せられた義務と言えらるであろう。¹⁾

第2節 生存権規定の制定過程

わが国で「生存権」・「社会権」という観念は、明治期～大正期にも論じられたが、第二次大戦終了直後、憲法草案等が示される中で、ようやく生存権的権利の言及がなされるようになってきた。しかしながら、当初、終戦時における特殊事情のもとでは、生存権という考え方は、連合軍総司令部においても、わが国の憲法制定の提案者側である政府にもなく、社会保障体系を確立しようとする意向は全く見られなかった。大衆側においても権利よりも食料の確保が先決であり、失業問題と軍需物資の闇取引に追われていた状況が想起される。

憲法学者である佐々木惣一が内大臣府御用係として、「臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ人間必需ノ生活ヲ享受スルノ権利ヲ有スル」（帝国憲法改正案）との起草が注目される。高野岩三郎、森戸辰男、鈴木安蔵らの憲法草案要綱の「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」との規定が総司令部側から、大いに関心を持たれた。この草案の作成には、ワイマール憲法が参考にされたといわれる。

しかしながら、総司令部の草案においても生存権条項は入れられず、衆議院における憲法改正にかかる特別委員会において、日本社会党の鈴木義男から、「日本国民は総て健康にして文化的水準に達する生活を営む権利がある」との規定を挿入すべきとの提案があり、若干の修正を経て、最終的に現行憲法 25 条 1 項になったと言われる。

生存権に関する具体的な関心が希薄であった状況を、実質的な内容をもって法理的に分析・体系化したのは民法学者の我妻栄であった。彼は昭和 21 年の国家学会による「新憲法の研究」において「基本的人権」と題し、生存権的基本権の造語と概念を発表した。それによると生存的基本権は、国家のなす敗残者に対する思慮ではなく、社会に生を受けた者

1) 日笠完治、「憲法がわかった」改訂版、法学書院、pp.232~235.

の当然の権利であって、それは単に生きてゆくという程度ではなく、「人間に値する生存」でなければならないと言い切っている。憲法の制定時において、従来の恩恵的な救護権としてしか捉えられていず、あるいは自由権との明確な差違の認識をもちえなかったこれまでの観念に比較すると我妻の明確な法理論づけは注目されてよいであろう。

我妻のこの研究はその後の生存権の意義・解釈の研究に対して有形・無形の影響を与え、現在の通説の原型を形成したと言われている²⁾

第2章 生存権の権利性の考察

第1節 生存権の法的性格

憲法25条1項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との生存権の規定がある。つまり、国民には人間の尊厳に値する生活ができるように配慮すべきことを国に対して要求する「権利」があると書かれている。したがって、国としては、すべての国民に対して人間に値する生活を保障すべき「義務」を憲法上、負わされていることになるはずである。憲法25条の規定を素直に読むならば、当然の帰結のように解釈できる。ところが、憲法に「権利」であると規定されているにもかかわらず、実は「権利」ではないのだという議論がある。いわゆる「プログラム規定説」である。

「プログラム規定説」とは、憲法25条は個々の国民に対して具体的請求権を与えたものではなく、「国が常に、そのことにつき、努力すべきであるという、将来の政治や立法に関する基本的方向を示したのであって、「国の政治的・道徳的義務を明らかにした」ものにすぎないと説く学説である（法学協会・注解 488～489頁）。つまり、憲法25条は国の努力目標を定めたものであって、国の法的義務を定めたものではないとする。したがって、かりに国がその「努力」を怠っても、政治的な議論の対象とはなり得ても、法律問題にはならないとするのである。

こうした「プログラム規定説」は、もともと、ドイツのワイマール憲法下の「生存権」に関する解釈学説として主張され、通説的地位を占めてきたところから、日本国憲法下においても輸入されて、学説・判例に大きな影響を与えてきた。しかし、ワイマール憲法には、日本国憲法25条のように国民の「権利」として「生存権」を保障する規定があったわけではない。ワイマール憲法には「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」（151条1項）とする規定であった。ここでいう「人間に値する生活の保障」は、個人の主観的権利の保障ではなく、まさに立法ないし国政の指針としての意味合いにおいて語られ、「プログラム規定説」にふさわしい内容であった。このワイマール憲法の規定においても、「人間に値する生活の保障」ということが法の解釈基準として裁判規範性を持つという有力説があり、「プログラム規定説」のみではなかったことに注目すべきである。その「プログラム規定説」を「す

2) 池田政章、「生存権」、日本国憲法—30年の軌跡と展望、有斐閣、pp.356~356.

べて国民は、・・・権利を有する」として明確に「権利」を保障した日本国憲法 25 条の解釈に持ち込むのは明らかにおかしいというべきであるが、最高裁判所はこの説に固執しており、またこの説が通説として支配してきた時期もある。

では、「プログラム規定説」が憲法 25 条 1 項の規定に「権利を有する」と書いているのにプログラム規定と解する理由はどのようなことであろうか。

第一は憲法が資本主義体制を前提としているからということであり、働く意思と能力を有する者に労働の機会を保障するという整備をしていない資本主義体制のもとでは、生存権をすべての国民に保障する前提を欠いているということである。要するに、私有財産制を前提とする場合には、国は経済の全過程を掌握することにはならず、国民各人の生存配慮要求に対応して給付する立場にはないということである。

第二に、生存権を具体的に実現するためには予算を必要とするが、予算をどのように配分するかは国の財政政策の問題であるとする。つまり、予算配分はさまざまな財政上の配慮によって決定されるのであるが、その際に生活配慮だけを絶対的に優先させることはできないということである。

第三の理由としては、憲法が生存権の実現手段を具体的に定めていないことがあげられる。すなわち、国が生存権の実現のために必要な立法や施策をしないということはすなわち、具体的な権利として認めていないからである、というわけである。

しかし、これらの理由は十分な説得力をもたないものと思われる。第一の理由については、生存権はまさしく資本主義のもとでその矛盾から生ずる貧困等の問題が放置できない状況になったからこそ、保障が必要になった権利であり、資本主義であるからこそ保障されるべき権利であるといえる。第二の理由は、生存権の権利性を承認するならば下位法である予算によって憲法上の権利が制約されるとする論理は成り立ち得ない。第三の理由については、手続き上の問題であり、実体上の権利性を肯定するならば、手続き上の不備こそが問題なのであり、本末転倒の論理といえる。「プログラム規定説」が支配的でありえたのは、説得的な論理ではなく、弱者を切り捨ててひたすらに経済的發展を追求する国側にとって最も都合のよい理屈であったから、支配的な理論になり得たのである。そして、最高裁判所もこの都合のよい理論によりかかって、国民の「生存権」の要求を拒み続けてきたといえる。したがって、判例上はまだ「プログラム規定説」が支持されているものの、学説上ではこの説に批判的な学説が多くなっている。

次に、国民には人間に値する生存を営むために必要な措置を講ずることを国家に要求する権利が保障されるとし、国家はこれに対応する法的権利を有するとする法的権利説を検討する。この法的権利説においても、A 説では、憲法第 25 条は、国民に「権利」としての保障を認めたものではあるが、その「健康で文化的な最低限度の生活」という内容の抽象性ゆえに同条を直接根拠として生活費等を請求することはできないとする。しかしながら、憲法第 25 条にもとづいて成立した法律（生活保護法）によって、生存権は、具体的な権利として認められると解するのである。抽象的権利説とされ、現在の通説であるといわれて

いる。しかしながら、この説では法律の成立がないかぎり、憲法上の権利としての裁判規範性がないとするのであり、抽象的権利という漠然とした権利にとどまるものである。

これに対してB説では、生存権を積極的な意味で憲法上の権利と解し、具体的立法がない場合には立法不作為の違憲確認訴訟ができるとする学説である。具体的権利説とよばれる。つまり、憲法第25条は、国民が「最低限度以下」の生活を強いられる場合、いまだ救済立法が制定されていないか、あるいは不完全である場合、国民が国会に対して救済立法もしくは法改正を要求する「立法要求権」を規定しており、また裁判所に対してはこのような「最低限度以下」を確認し、国が立法上の不備を是正すべきであるという判決を求めることが可能であるとする。すなわち、憲法第25条に裁判規範性を認める説である。

ここで、Bの具体的権利説に対しては、権力分立原理との関係および訴訟手続上の問題があるという批判がある。つまり、具体的権利説にもとづく司法判断がひとつの立法作用とみなされ、権力分立を侵すのではないかという批判である。また、立法不作為の違憲訴訟を提起できるとする手続法が存在しないのではないかとの批判もある。

第2節 生存権の法的性格に関するディベート学習の授業

日本国憲法および専門基礎演習、公民科・社会科指導法といった授業において、生存権の法的性格のどの学説を支持するか、その理由はなぜか、他説の批判はどのようなことかを学生に問いかけ、レポートとして提出してもらうことがある。

社会福祉学科の学生においても、プログラム規定説を支持する学生が2割から3割ほどを占めることに驚かされることがある。朝日訴訟最高裁判決から50年、半世紀を経た現在、社会保障立法の整備や社会福祉行政の取り組みが比較にならないほどの変化をとげているにもかかわらず、学生も含めた一般国民の社会福祉ならびに社会保障に関する認識が成熟していないのには愕然たる思いがする。この学説を支持する理由として、意外に多いのが、憲法は資本主義体制を前提としているのであり、本来、人間は自ら労働して収入を得て生活すべきであるとする、「働かざる者食うべからず」式の自助の原則の根深さである。また、最低賃金をもって生活している貧困層の多さに配慮してか、働いているにもかかわらず生活保護世帯よりも低い年収で生活しているいわゆるワーキング・プアとの逆転現象に対する国民感情からでもある。朝日茂氏も指摘していたように生活保護基準の引き上げを訴訟として提起すると、結核療養患者の中からも反対意見があったように貧困者層からも足を引っ張られることが起きるようである。また、政府の予算の配分といったことから、社会保障費を最優先とすべきではなく、例えば防衛費とか経済発展を促進する景気対策費などを重視して後回しにされてもやむなしとするような感覚もある。また、厚生労働大臣等の広範な行政裁量を容認する姿勢もうかがえる。

次に学生の支持として多いのが4割から5割を占めるとされる具体的権利説である。生存権を積極的な意味で憲法上の権利と解し、具体的立法がない場合には立法不作為の違憲確認訴訟ができるとする学説は、学生には理解しやすい説であると思われる。経済的な弱者を保護

し、救済しなければならないと考え、憲法上に明記されている「権利」を具体的な権利としてとらえ、立法不作為の違憲確認訴訟も提起できるとする説は、社会福祉学を学ぶ学生にとっては裁判規範性を有する憲法上の権利として、より直接的・具体的で魅力的に映ると思われる。しかしながら、現行法上、不作為の違憲確認訴訟の手続きが認められていないとか、生存権を具体化する法律がないにもかかわらず裁判所が一定の給付を認めてしまうことは、一種の立法作用であり、三権分立構造を採用する日本国憲法のもとでは問題であるとの批判が投げかけられると、反論に窮してしまう学生が多い。そして、やはり抽象的権利説である通説にしたがうとして学説の支持を変更してしまい、3割から4割程度の学生の支持となってしまうことが多いと思われる。憲法の生存権規定を国民の側から、実体的な権利であるとして主張し、「健康で文化的な最低限度の生活」を具体的に確定することは可能であり、訴訟手続き上の問題から実体的な裁判規範性を否定することはできないとして、具体的権利説をあくまで支持することも可能であろう。

そうすると抽象的権利説を支持する学生は3割から4割程度に落ち着くことになる。抽象的権利説は国民が立法権に対して「健康で文化的な最低限度の生活」を営むのに必要な立法を要求できる権利と、国はそうした立法を行う義務を保障しているとする点で支持できるとする。しかしながら、立法がなされない限りは生存権侵害を放置せざるを得ないことになり、抽象的権利説は「権利」とはいうがその点ではプログラム規定説と変わらないとの批判が妥当することになる。だが、ひとたび法律が成立すれば、法律上設定された具体的な権利と一体となって裁判上の請求ができるのであり、権力分立を侵害することもないとして、通説的な学説を支持することになる。

第3章 朝日訴訟判決の経緯

第1節 朝日訴訟の時代背景

朝日訴訟の起こる背景には、今日と非常に酷似した情勢があったといわれる。1953年（昭和28年）に朝鮮戦争が休戦協定の締結をもって終了し、世界的規模での不況が始まる時期にあたる。国民生活が厳しい状況に陥るものの、政府は1954年の予算編成にあたっては社会保障予算を半減させるという非情な方針を打ち出すこととなる。吉田茂内閣は日米相互防衛援助協定（MSA協定）を締結し、防衛庁を設置し、自衛隊を創設するための予算編成を実施することになる。その結果、生活保護や国民健康保険の国庫負担を半分にする、結核患者の3分の2を病院から追い出すなどという予算になっていくことになる。

1954年1月4日に予算案が発表されるが、翌5日には民生委員の代表、総評、全日自治労や患者同盟の人々が大蔵省を取り囲んで抗議するという状況となった。「昭和29年闘争」という状況に発展していく。このような非情な措置から国民医療を守るためには、まず、当事者が立ち上がらなければならないという思いは、医療を提供する側も医療を受ける側も同様な行動に駆り立てられることになる。まず、保険医団体の有志たちの座り込みの陳情が開始され、続いて岡山の結核患者500人が県庁知事室前に座り込み陳情を行い、20都道府県での患者座り込みに波及していくことになる。

このような朝日訴訟の時代といわれる7年間に連続2万人超（人口10万対25前後）の自殺者が出るが、第二の朝日訴訟の時代といわれる現代において連続3万人ほど（人口10万対25前後）の自殺者が15年ほど続いている状況と酷似している状況といえる³⁾。

第2節 朝日訴訟の事実の概要

昭和17年から肺結核のため国立岡山療養所に入所していた原告朝日茂は、生活保護法にもとづく医療扶助及び生活扶助を受けていた。昭和31年7月、津山市社会福祉事務所長（以下福祉事務所長という）は、原告と35年間も離れていた原告の実兄に対し、毎月金1,500円を原告に仕送りをするよう命じた。原告は昭和31年8月以降1ヶ月金1,500円の仕送りを受けることとなった。福祉事務所長は、昭和31年7月18日付で同年8月1日以降原告の生活扶助を廃止し、仕送金月額金1,500円から日用品費として原告の消費にあてられるべき月額金600円を控除した残額、月額金900円を原告の医療費の一部自己負担額として原告に負担せしめ、これを差し引いた残部について医療扶助を行う旨の保護変更決定をした。

朝日茂は、この決定に対し、岡山県知事、ついで厚生大臣にも不服申立を行うもいずれも請求を棄却され、このため厚生大臣の保護基準による生活扶助基準額600円が、憲法25条1項の保障する基準たりえない違法なものであることを主張して、行政訴訟を提起した。

第3節 朝日訴訟の進行とその経過

朝日訴訟の判決は第一審東京地裁昭和35年10月19日判決（民事21巻5号1348頁）においては、原告勝訴し、第2審東京高裁昭和38年11月4日判決（民集21巻5号1374頁）では敗訴となり、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（民集21巻5号1043頁）は上告人の死亡により訴訟終了を宣言したが、「念のため」として付加した意見（傍論）において、憲法25条の法的性格についての判断を表明して、終了した。

ここでは、朝日茂の東京地裁への提訴以来、昭和32年11月19日公判とその後の昭和34年7月4日現地公判での病床の朝日茂本人の証言、とりわけ昭和34年11回公判での朝日側証人労働科学研究所藤本武証人の証言と第8回の政府側証人の末高信証人の証言の鋭い対立をもとに「健康で文化的な最低限度の生活」を考察することとしたい。

岡山療養所特設法廷における現地公判では、朝日茂本人が「重症者には、とうてい健康な人には想像もつかない精神的、肉体的な苦しみ、不安があります。肺活量が減少すると食欲もなくなるのです。・・・食欲がでて食べられるときに、うんと栄養をとって体力の衰弱を防がねばなりません。新鮮な野菜、ビタミンCの補給が必要です。・・・私のように耳の両方の鼓膜が結核中耳炎で破れてしまったものは、耳がきこえません。身体障害者

3) 朝日健二、権利はたたかう者の手にある—「人間裁判」提訴50周年を迎えて—、社会保障 冬号、2007年、pp.32-33

で補聴器を使わねばならないから電池代など、目に見えない費用がいるものです」と述べている⁴⁾。朝日茂の不服申立書にある「栄養を保持して病状の悪化を防ごうとすれば、どうしても嗜好品の栄養の補給が必要である。・・・病状の悪化した場合には、主治医の診断により、特別基準を設け、600円の外に、嗜好品の栄養補給として最低月額400円を加え、入院患者といえども月額1000円を生活必需品として認めてもらいたい」との趣旨と一致する、ささやかな訴えがあった⁵⁾。浅沼裁判長は、「もしお金に余裕があれば、どんなものを食べたいですか」と尋ね、朝日は「いっぺん、うまい、うなぎの蒲焼きとバナナを食べてみたい」と答えた。浅沼裁判長は「憲法は、絵に書いた餅ではない」との一語を残して去ったという⁶⁾。

労働科学研究所の藤本武は、厚生省の委託を受けて、「人間が最低生存するための必要な額を最低生存費として『肉体的精神的に生命を維持できる額』は当時（昭和27年）でも一人4千円、32年にスライドしても4千5百円になるだろう。それに比較して、最低生活費（いわゆる健康で文化的な生活と言われる程度の生活水準）に必要な額は、当時7千円、32年にスライドすると7千5百円から8千円になるだろう」とし、「現行生活保護基準では、最低生活すらむつかしい⁷⁾と証言し、マーケット・バスケット方式の矛盾などをつき、第一審判決に科学的な分析と根拠を与えたと言われる。

これに対して、第1審の証言において、厚生省側証人の早稲田大学教授末高信は、「日本のチベットと言われる岩手県の山岳地帯や、離島農村の人たちは、着たきりの服か着物であり、子供は裸足で走りまわっている。・・・日本の国民の中でちり紙も使えないで、藁や草や、その他いろいろなもので用を足している階層がある・・・入院患者は文化的水準を満たしていると言ってもよい」と発言した。末高教授は、専門が社会保障であり、内閣の社会制度審議会の副委員長を務めた人であるが、あまりにも人間生活の実情を無視した証言であり、失笑を買ったと言われている⁸⁾。

第4節 第1審判決（東京地判昭和35.10.19行集11巻10号2921頁）

東京地裁浅沼裁判長は、朝日茂の請求原因を全面的に容認する原告勝訴の判決を言い渡した。この判決は、憲法25条の生存権の内容について、憲法25条と生活保護法との関係を法的に明らかにし、具体的に保障される生活内容である「健康で文化的」な生活水準とは、国民がかろうじて生物としての生存を維持できるという程度のものではなく、「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」といいうる内容をもつものでなければなら

4) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.101~107.

5) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.60~62.

6) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.106~107

7) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店 pp.95~97.

8) 長宏編集・解説、「夜明けを拓く—朝日茂の手記—」、草土文化、pp.121~123.

ないと判示した。そして判決は、最低限度の生活水準を判定する際に、現実の国内における最低所得層、たとえば低賃金の日雇労働者、零細農業者など、いわゆるボーダー・ライン層の人々の、現実に維持している生活水準をもって、生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」にあたりと解してはならないと判示した。さらに最低限度の生活水準は、決して予算の有無によって決めうるべきではなく、これを指導支配すべき旨を判示し、判決は日用品費の詳細な費用検討を試みることによって療養患者に対する費目の配慮を指摘し、患者に対する給食についても言及した。1 審判決が、憲法 25 条の「健康で文化的な生活」は国家が国民に対して具体的に保障する義務があるとし、生活保護法で保障する生活は「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」といいうるものでなければならないとし、生活保護基準を法的に適合しているか否かの判断をしたことは画期的な判決といえる。

朝日茂が手記の中で、「単に生きている（生存）というのは人間ではない、人間らしい生活でなければならないという・・・この生存と生活の違いをはっきりさせている点、まさに『人間の尊厳』をあらためて感じさせるにじゅうぶんなものがある」⁹⁾と述べている。また、「このように判決は、原告である私の要求をほとんど認めており、『人間とは何であるか』をあらためて考えさせ、冷酷ないまの政治を批判した、非常に人間性豊かな内容である」¹⁰⁾と述べ、まさに「人間裁判」としてふさわしい判決内容を備えていたと評価できよう。

昭和 35 年 11 月 1 日、厚生大臣中山マサは東京高等裁判所に控訴した。控訴文の中で、「国立療養所の給食は、完全給食で捕食などの必要はない。ちり紙が足りなければ新聞紙を使えばよく、頭は丸坊主にしておけばよい。ペンやインキは、必ずしも必要と認めない。・・・肌着やねまきや敷布などは、死んだ僚友の遺品をもらって使ったからといって不思議ではない」という非情な理由を掲げている¹¹⁾。人間の生きる権利、基本的人権を国家財政均衡論とか違憲司法審査権を根拠にしているが、極めて政治的な控訴であったといわざるをえないだろう。

第 5 節 第 2 審判決（東京高判 38. 11. 4 行集 14 卷 11 号 963 頁）

第 2 審判決は、朝日側の敗訴となった。東京高等裁判所の小沢文雄裁判長は「すこぶる低額だが、いまだ違法とはいえない」と結論づけた。

第 2 審の内容は概ね、次のようなものであった。

(1) 健康で文化的な生活水準という概念は、抽象的であって、具体的な内容は厚生大臣の積極的な施策に待つほかない。

(2) わが国の国民所得および歳出予算に対する社会保障費の比率は、欧米の若干の国に

9) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.115~116.

10) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.118~119.

11) 朝日訴訟記念事業実行委員会編、「人間裁判—朝日茂の手記—」、大月書店、pp.129~131.

おけるものより、比較的少ないことが認められるけれども、これとても、それぞれの国の社会保障の内容やその背景をなす国情などを明らかにしないで、ただちにわが国の社会保障額が違法であると断定することはできない。

(3) 生活保護基準は、国の財政その他国政全般についての政策的考慮を経て立案されたものである。とくに、社会保障費につき、一定の必要を認めながら、ことさらそれを必要以下に削減したものとは認められない。なお、生活扶助の額は義務費として必要に応じて支出され、年次歳出予算の総額に拘束されることはない。

(4) 生活保護のための費用は、納税を通じて国民が負担するものである以上、国民感情も無視することはできない。

(5) 政府の決めた日用品費で、入院入所中の生活に必要なものは一応そろっている。そのうえ、朝日側の要望も受け入れるほど、生活保護法の保障する入所患者の生活が高度の水準を意味するものとは解されない。

このような判決に対して、朝日訴訟中央対策委員会（1961年2月に社会党、共産党、総評、中央社保協、日教組、全厚生、全医労、全日自労、日患同盟、全生連などの中央団体によって結成された）は判決の意図を以下のように確認している。

(1) 自民党政府の「福祉国家論」および「社会保障」政策を合法化すること。

(2) 生活保護法をお恵みと考えさせ、ニセの最低賃金制を固定化し、労働者の賃上げ要求を抑え、きわめて低劣な内容で健康で文化的な尺度を確立して、勤労国民に対していっそう搾取と収奪を強めること。

(3) 国民の一部にある遅れた考え、誤った考え、つまり国情論、血税論をひき出して逆用し、軍国主義復活の予算を擁護し、社会保障を拡大する闘いを思想的に弾圧し、分裂させること。

(4) 憲法改悪の地ならしをし、改悪を正当化すること¹²⁾。

第2審判決以降、社会状況は生活保護者に矛先が向けられるようになったという。生活保護者に対する警察的調査、聞き込み、打ち切りなど、あくどい締めつけが強化され、自殺、心中が相ついで起こった。社会保障に対する改悪と収奪化が促進され、「国民の義務と社会連帯を強調する自民党政府の『福祉国家論』」が登場してくることになる¹³⁾

マスコミ各社も、小沢裁判長の談話として、「日用品費 600 円という額は“明らかに適法といえる額ではない。むしろ違法すれすれの額だ。しかし違法の段階までには至らなかった」（東京タイムズ）、「判決でいちばん苦心したのは、600 円の額が違法かどうかの判断だった。違法だという感じもしたぐらいで、すれすれというところだ」（日経）、「600 円という基準が低いという点は十分考えられるので、最終結論を出すまでは苦心した」（読売）を公表し、第2審判決の非人間性とその論理のあいまいさを批判し、政府・厚生省の

12) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、「朝日訴訟運動史」、草土文化、pp.27~29.

13) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、「朝日訴訟運動史」、草土文化、p.29.

生活保護政策の批判が強まり、朝日訴訟を支援する運動に「火に油を注ぐ」結果となったと言われた¹⁴⁾。

昭和38年11月20日、朝日茂は正式に最高裁判所に上告し、朝日訴訟中央対策委員会も第2審判決後の全国的な「守る会」の動きについて議論し、その活動の方向を確定した。朝日茂の病状は最悪の方向に向かっていた。最高裁上告審での法廷闘争準備のための弁護団強化合宿が、とりわけ朝日茂の死亡した場合の「訴訟承継」問題などを含めての論議が、上告理由書作成とともに進められていった。

昭和39年2月13日、午後4時30分、朝日茂と小林健二・君子夫妻との承継確認がなされ、朝日茂は病室にて「そうですか、ありがとうございます、よろしく頼みます」とうなづいたという。同日、岡山県津山市の戸籍係で手続を済ませ、養子となって朝日訴訟を承継するため朝日健二・朝日君子となった。

翌日、昭和39年2月14日午後6時43分、「人間裁判」を闘ってきた朝日茂は、享年50歳にして帰らぬ人となった。

第6節 最高裁昭和42年5月24日大法廷判決（民集21巻5号1043頁）

(1) 本件訴訟は、昭和39年2月14日上告人（朝日茂）の死亡によって終了した」とし、以下のように判示した。

すなわち、上告人の訴訟中の死亡により、同人の相続人朝日健二、朝日君子の二人による訴訟承継に関して、生活保護受給権は一身専属の権利で、これを譲渡しえないこと、また相続しえないなどの理由によって、上告人の死亡と同時に本件訴訟の終了を宣し、訴訟承継の余地のないことを宣言した。

これに対し、少数意見を表明した田中二郎、松田二郎、岩田誠裁判官は、訴訟承継を肯定する。田中裁判官は、当該権利または法律関係が、在来の訴訟の訴訟物となっていない場合でも、相続人において将来その相続にかかる権利または法律関係を訴求するための訴訟を承継するための訴訟を継続していく利益が残存していると認められる場合には、相続人に承継させるべきことを表明した。

(2) (念のため) という傍論において、憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定している。この規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない。具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめと与えられているというべきである。

(3) 生活保護法は、「この法律の定める要件」を満たす者は、「この法律による保護」

14) 朝日訴訟運動史編纂委員会編、「朝日訴訟運動史」、草土文化、pp.455～457。

を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。もとより、厚生大臣の定める保護基準は、法8条2項所定の事項を遵守したものであることを要し、結局には憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならない。

（4）しかし、健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定的要素を総合考量してはじめて決定できるものである。したがって、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的な裁量に委されており、その判断は、当不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生ずることはない。

（5）ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれない。

（6）原判決は、保護基準設定行為を行政処分たる羈束裁量行為であると解し、なにが健康で文化的な最低限度の生活であるかは、厚生大臣の専門技術的裁量に委されていると判示し、その判断の誤りは、法の趣旨・目的を逸脱しないかぎり、当不当の問題にすぎないものであるとした。また、原判決が本件生活保護基準の適否を判断するにあたって考慮したいわゆる生活外的要素というのは、当時の国民所得ないしその反映である国の財政状態、国民の一般的生活水準、都市と農村における生活の格差、低所得者の生活程度とこの層に属する者の全人口において占める割合、生活保護を受けている者の生活が保護を受けていない多数貧困者の生活より優遇されているのは不当であるとの一部の国民感情および予算配分の事情である。以上のような諸要素を考慮することは、保護基準の設定について厚生大臣の裁量のうちに属することであって、その判断については、法の趣旨・目的を逸脱しないかぎり、当不当の問題を生ずるにすぎないのであって、違法の問題を生ずることはない。

以上の最高裁判決は、生存権の法的性格についてはプログラム規定説なのか、抽象的権利説なのか必ずしも明らかではないとされている（葛西まゆこ、憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕、有斐閣、299～298頁）。確かに本判決は、裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合の司法審査を認めているために、純粋なプログラム規定説を採用しているとはいえない（中村睦男「生存権」、芦部信喜編『憲法Ⅲ』、342頁）ともいえるであろう。しかしながら、本判決は先例として引かれた食糧管理法違反事件が一般にプログラム規定説を採っていること、「健康で文化的な最低限度の生活」水準の内容を厚生大臣の裁量的決定にほとんど完全に委ねていることなどからプログラム規定説といっても良いと考える。「念のため」に「生存権は権利ではない」ということはあまりに念が入りすぎている

とか、「当不当の問題として政府の政治責任が問われることがあっても、ただちに違法の問題を生ずることはない」とする行政裁量を広範に認めすぎていることから、日本の福祉行政の貧困さを正当化してなおあまりある理屈であると評価されてもやむをえないであろう。¹⁵⁾このように最高裁判決は、弱者切り捨ての論理として機能し、生存権としての「健康で文化的な最低限度の生活を保障する権利」を「人間の尊厳」、「人間に値する権利」としてはとらえていないと言えるであろう。

第4章 総括

朝日訴訟の訴訟終了後、朝日訴訟中央対策委員会がまとめたことの概要を掲げておくことにする。

第一に、生活保護基準の低さとそれを通じて社会保障水準の低さ、そしてそれらの仕組み、相互関係を法廷の内外で明らかにしてきたこと。そして、同時に予算が独占資本を守るための費用と、膨大な軍事費に優先的に使われるため、社会保障、社会福祉のための費用が圧迫されている状態を明らかにし、憲法 25 条を政府が踏みにじっている事実を指摘し、批判してきたこと。

第二に、社会保障は国民の権利であるという原則を明らかにし、権利としての社会保障闘争を大きく前進させたこと。また、行政権に対する絶対感やあきらめの思想を打ち破る役割を果たし、権利は闘う者の手にあることを朝日さんが身をもって示したこと。

第三に、国民の権利意識を眠らせて、国に対する忠誠や協力、社会的には相互扶助を要求する保守勢力の主張する「現代福祉国家論」が、自民党政府の軍国主義復活と歩調をあわせて進められている事実を、現実の「福祉政策」を明らかにすることによって明らかにしてきたこと。

第四に、物価上昇などに比較するときわめて不十分であるが、数次にわたって生活保護基準および日用品費を改訂させ、関係する諸給付に具体的に影響を与えてきたこと。

第五に、憲法 25 条生存権保障、それと関係のある憲法 9 条（再軍備禁止）その他に対する一般の関心を大きく高めたこと。

第六に、数回にわたる行進などの大きな統一行動の成功が示したように、民主勢力の団結と統一のために一定の役割を果たしてきたこと。

第七に、権力裁判の本質を明らかにし、法廷内闘争（公判闘争）と法定外闘争（大衆闘争）との理想的な結合をはかって、裁判闘争の典型をつくったこと。

このように朝日訴訟が第 1 審で 30 万、第 2 審で 65 万、第 3 審で 110 万という署名運動の実績によってみても、運動の拡大発展を示したことは、「社会保障闘争」を「労働者、国民の生命と権利を守る闘い」と位置づけたことは極めて注目に値するといえる¹⁶⁾。

15) 浦部法穂、憲法学教室 I、日本評論社、pp.277~284.

16) 戦後裁判史録、第一法規出版株式会社、pp.19~20.

朝日茂という、発熱、血痰、小喀血、呼吸困難に悩まされながらも、「人間の尊厳」のために生き抜いた姿勢は、みんなが朝日茂になろうとする運動へと拡大していったといえるだろう。

「人間裁判—朝日茂の手記」のあとがきには、「朝日訴訟」を生きた教材として教え、映画「人間裁判」を上映して、「社会保障」の講義を組み立てることで、学生が新鮮な感覚で受け止め、政府の施策に鋭い姿勢をもって、深い理解と関心を抱いて受講するのに最も有益であると記されていた。このように学生が人間「朝日茂」のことをもっと知りたいという要望から、朝日茂の手記が2004年の再販の実現に及んだことを知り、社会福祉学を教える者も、また学ぶ学生においても、この手記から「人間に値する生活」としての生存権を再考することが、現代においても求められていると確信する。

また、朝日訴訟の影響は、社会保障行政に対する司法審査統制においても生活保護法とその行政の改善が達成されることになった。

さらに、朝日訴訟をきっかけに生存権保障、社会保障における所得保障、医療保障、公害などの分野への権利意識の高まりを示し、加藤健康保険訴訟、牧野訴訟、宮訴訟、堀木訴訟などへの多数の訴訟提起への影響がみられる。

また、朝日訴訟最高裁判決は憲法25条の生存権の理念とその現実ということで、社会保障制度への関心を高めると同時に学問研究分野においても憲法学の分野での生存権、生活権を含む社会的基本権の新たな研究を進展させ、医学的、経済学的、法学的、社会福祉学的、社会学的その他の学際的な研究や、社会保障法学の成立を促進した意義は大きいといえる。

本稿を執筆中において、「政府は、北朝鮮の弾道ミサイル発射に対応するため導入する陸上配備型迎撃ミサイル『イージス・アショア』の関連経費として、今年度補正予算案に21億円を計上する方針を決めた。22日中にも閣議決定する。予定していた来年度当初予算から前倒しし、今年度内に米政府と契約して調査に入る」（朝日新聞2017年12月8日朝刊1面）との記事に直面した。関連記事では「離島防衛のためと説明するが、敵基地攻撃が可能になるとの見方が強い。憲法9条に基づき『専守防衛』に徹する自衛隊が打撃力を持てば、日米の安全保障上の役割分担が根本から転換する可能性がある」（朝日新聞2017年12月8日朝刊3面）との問題点を指摘している。小野寺防衛相はもともと、直接攻撃を受ける前に敵のミサイル基地をたたき敵基地攻撃能力の保有の積極論者であり、安部首相も「他に手段がないと認められるものに関わり、敵の誘導弾（ミサイル）などの基地をたたきことも憲法が認める『自衛の範囲』に含まれ、可能」と国会で答弁している。同日の他紙の記事では「生活保護費また引き下げ」の見出しで、「厚生労働省は7日、来年度の生活保護費見直しで、食費や光熱費などに充てる『生活扶助』を最大限1割程度、引き下げる検討に入った」（北海道新聞2017年12月8日1面）とある。「見直し案は社会保障審議会に示された。部会の委員からは減額となるケースについて、『（理論上の金額が）最低生活を守るかは別問題だ』、『子育て世帯への減額の影響が大きく承認できない』な

どと反対が相次いだ。前回 2013 年度の見直しで生活扶助が 3 年間で 6.5%引き下げられることが決まり、全国の生活保護受給者が不当だとして訴訟を起こしている」（朝日新聞朝刊 2017 年 12 月 9 日 7 面）との記事もあり、防衛費予算とは際立って対象的な内容であることに目を引かれる。まさに朝日訴訟の前夜といわれる昭和 29 年当時を想起させ、高齢者や子育て世帯への反発も予想されることから、第 2 の朝日訴訟時代の到来を予感させるといえるだろう。

一方で、生存権に関連する社会保障制度は、激動の渦中にあり、さまざまな課題が混在している。1990 年代半ばから、少子高齢化の進展が加速化し、社会保障給付の費用増大が見込まれるものの、経済の低成長、国の財政状況の悪化、社会保障の需要の多様化などを背景に、政府においては社会保障の構造改革も議論されている。生存権に対する関心も高いとはいえない学界の状況もあるが、憲法から社会保障を見る視点は重要であろう。憲法論の生存権保障が憲法 25 条の解釈だけでは収斂されずに、憲法 9 条との関連としても一体となった憲法構造から、社会保障制度を見直すことが重要ではなかろうか。立憲主義が国民の平和や生存権といった人権保障を目的として、国家権力を拘束することを前提に、第 1 審判決が示した「最低限度の水準は決して予算の有無によって決められるものではなく、指導支配すべきもの」とする福祉施策が求められるべきである。

福祉国家の展開においても、憲法構造における平和、自由権、社会権、権力分立といった一定の理想・価値観にもとづいて、将来的な枠組みと統制を図っていくことが必要と思われる。